平成23年5月10日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

TEL:0185-76-4611

耕作放棄地 の再生利用

町単独の補助制度を創設

支援さらにパワーアツブ

耕作放棄地の再生利用にかかる経費を助成する制度が、生まれ変わりました。

県の交付金はなくなりましたが、**町では新たに 単独の補助制度**を創設。トータルでは従来の 助成金額よりさらに充実しています。

■(従来の助成額 10a当)

再生作業経費	国交付金	県交付金		
20,000円~40,000円		10,000円		
40,000円~60,000円		20,000円		
60,000円~100,000円	30,000円	15,000円		
100,000円以上	50,000円	25,000円		



■新しい助成額(10a当)

NEW!!

再生作業経費	国交付金	県交付金	町補助金
20,000円~40,000円 (ポイント20~39)			20,000円
40,000円~60,000円 (ポイント40~59)			40,000円
60,000円~100,000円 (ポイント60~99)			60,000円
100,000円以上 (ポイント100以上)	50,000円		30,000円

◆点数(ポイント)制について◀

従来、金額で分けられてきた 助成区分は、23年度からポイン **ト制に変更**されました。

耕作放棄地の状況を要素別にポイントで評価し、合計点数に助成区分を適用するものですが、金額にすると概ね左の表の太字部分のようになります。

次ページでは、耕作放棄地の状況が**どの程度なら、どのくらいの助成が受けられるのか**、具体例を 挙げて示しています。**町単独補助金**は、地主が**自ら再生作業を行う場合も対象**となります。 ただし、補助を受けるには着手前に事業実施計画の承認が必要です。

ポイントの計算は簡単です。次ページの表で試算してみましょう。

ポイント計算の一例

合計ポイントを前ページの表に当てはめるだけです

○…ここで**点数制(ポイント制)**について、例を挙げて見てみましょう。

下の例では、合計で100ポイントを超えていますので、前ページの「新しい助成額」表のとおり、国の交付金と町の補助金合わせて10a当たり8万円の助成が受けられます。

仮に下の例で、「均平作業が必要」の39ポイントがなかったとしても、計65ポイントとなりますから、10a当たり6万円の町単独補助が受けられることになります。

確認する対象	確認部分	状 況	各状況の詳細	該当する状況	各ポイント	積が必要 は抜根後の集 り払い後又	各ポイント	が必要 地積後再生農 搬	各ポイント	ポイント合計
雑草・潅木等の繁茂状況	地上	植生状況	①草、笹のみが繁茂		16		20		8	
			②草が繁茂及び木(竹)がまばらに植生 (潅木が生えているが、径が6cm以下)	\circ	18	\circ	20	\circ	14	52
			③草、木(竹)が繁茂 (径が6cmを超える潅木が生えている)		26		20		14	
	地下	根 の	根の除去が必要 (地上の植生状況が②の場合)		33		20		10	
		状 況	根の除去が必要 (地上の植生状況が③の場合)		39		20		10	
農地の状況	状況 地上 撮害 状況 礫の	均平 状況	均平作業が必要					\circ	39	39
		湿害 状況	暗渠等排水対策が必要						2	
		礫の 状況	除レキが必要						9	
		硬盤層 の状況	深耕(プラウ)が必要						10	
		団粒 状況	トラクター等で荒耕起が必要(1回のみ)						6	
			" (2回)					\circ	13	13
			" (3回以上)						19	
		土壌の 状 況	土壌改良が必要						50	

合 計

104

お問い合わせ先

八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田118番地 TEL: 0185-76-4611 FAX: 0185-76-2203

http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!